

# 特定非営利活動法人の 管理・運営の手引

令和6年3月

群 馬 県

## 特定非営利活動法人の申請や届出手続について

特定非営利活動法人（NPO法人）は、法令に基づき各種の手続を行う必要があります。この手引は、NPO法人の皆さんが群馬県に申請や届出をする場合の手続を説明しています。法人運営事務の参考としてください。

なお、この手引に記載されている申請や届出の様式は、群馬県ホームページからダウンロードすることができます。

（URL：<https://www.pref.gunma.jp/site/npoborantia/>）

※＜事務の権限が移譲されている市町村＞にのみ事務所を置く法人の各種手続きについては、それぞれの市町村へお問い合わせください。

＜事務の権限が移譲されている市町村＞

館林市、藤岡市、玉村町、明和町

# 目 次

1 事業報告書等の提出及び情報公開	………… P. 4
2 役員の変更等の届出	………… P.27
3 定款変更の手続	………… P.36
4 解散及び合併の手続	………… P.45
5 所轄庁による監督及び罰則	………… P.51
6 認定NPO法人制度の概要	………… P.54
7 関係法令等	………… P.60
・ 特定非営利活動促進法	……P. 61
・ 群馬県特定非営利活動促進法施行条例	……P.112
・ 群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則	……P.118
・ 組合等登記令	……P.122
・ 規則別記様式（第1号～第15号）	……P.128

この手引では、次の略称を使用しています。

法……特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

条例…特定非営利活動促進法施行条例（平成10年群馬県条例第38号）

規則…特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年群馬県規則第78号）

## 1 事業報告書等の提出 及び 情報公開

- P. 5 ……事業報告書等の提出 及び 情報公開
- P. 7 ……事業報告書等提出書（規則別記様式第8号）
- P. 8 ……事業報告書 記載例  
同 様式例
- P.11 ……計算書類
  - 活動計算書 記載例
  - 貸借対照表 記載例
- P.17 ……財産目録 記載例
- P.18 ……計算書類 及び 財産目録 記載例
- P.20 ……活動計算書 及び 貸借対照表 科目例
- P.23 ……年間役員名簿  
同 様式例
- P.25 ……前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿  
同 記載例

# 事業報告書等の提出及び情報公開

(法第28条・29条、条例第8条、規則第9条)

- 法人は、毎事業年度の開始後3か月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、群馬県に提出するとともに、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人のすべての事務所（主たる事務所のほか、従たる事務所を設置している場合は当該事務所を含む）に備え置かなければなりません。
- 作成・提出し、備え置かなければならない書類は、次の①～⑥の書類です。

提出書類 (提出部数は、全て1部です)
① 事業報告書等提出書（別記様式第8号）
② 事業報告書
③ 計算書類 ・活動計算書 ・貸借対照表…別途、公告が必要です。
④ 財産目録
⑤ 年間役員名簿 (前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿 (前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕及び住所又は居所を記載した書面)

※法第28条の2に基づき定款に定めた方法により貸借対照表を公告する必要があります。

## ◆ 法人及び所轄庁における情報公開

法人は、上記で作成した事業報告書等のほか、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その法人のすべての事務所に備え置く必要があります。これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人から求めがあれば閲覧に応じなければなりません。

また、群馬県では、提出された上記の書類（過去5年分）について、県民の方からの請求により閲覧又は謄写に応じています。

閲覧に応じている書類は、次のア)～ウ)の書類です。

ア) 事業報告書等（過去5か年分）

イ) 役員名簿（役員の氏名、住所、報酬の有無を記載したもの）

※事業報告書のものとは、様式が異なります。

ウ) 定款等（①定款〔最新のもの〕、②認証書の写し〔設立及び定款変更の認証に関する書類の写し〕、③登記事項証明書の写し）

◆ **認証の取り消し**

法人が、3年以上事業報告書等を提出しない場合には、所轄庁はその法人の設立の認証を取り消すことができると規定されています。（法第43条第1項）

◆ **過料処分**

法人が、これらの書類の提出を怠ったときは、法人の理事、監事又は清算人は20万円以下の過料に処せられることが規定されています。（法第80条第5項）

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定

非営利活動促進法（以下「法」という。）  
第29条  
第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条  
第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替え  
て適用する法第29条  
の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は、脚注においてその旨を記載する。

2 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

(事業報告書 記載例)

## 〇〇年度事業報告書

(〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで)

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

### 1 事業実施の成果

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

〇〇年度は、活動テーマ「〇〇〇〇」について、見学・調査活動、研究会・ワークショップなどを行った。これらの活動を通じて、子どもや青少年を取り巻く現状や課題について参加者の理解を深めることができた。

#### (2) その他の事業

特定非営利活動に係る事業の運営経費に充てるため、フリーマーケットを2回開催し、若干の収益を上げた。

#### (3) 会議の開催

理事会3回、総会2回を開催し、定款変更をはじめ各種規程を整備した。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
〇〇〇〇 見学事業	子どもに関わる地域の公共施設を見学し、実態や問題点を探った。	〇月 〇日	〇〇児童館他	8人	不特定多数
〇〇 調査事業	地域の子ども達に対し、心配事に関わるアンケート調査を行った。	〇月～ 〇月	〇〇学区子供会	15人	不特定多数
研究会事業	子どもに関わる問題についての講演会・集団討議を行った。	〇月 〇日	〇〇公民館	20人	地域住民 約40人
広報事業	年4回機関誌を発行した。	年4回	事務所	5人	会員・地域住民 約300人

#### (2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数
不用品販売 事業	各自持ち寄りの不用品をフリーマーケットで販売した。	4月〇日 8月〇日	〇〇 広場	10人

(注)定款にその他の事業を定めていない場合は、(2)は削除してください。



### 3 会議の開催に関する事項

#### (1) 総会

##### ア 通常総会

- ① 日時・場所 ○月○日 13:00～16:00 ○○会館会議室
- ② 議題 事務規則の制定について、経理規程の制定について、理事の選任について

##### イ 臨時総会

- ① 日時・場所 ○月○日 13:00～16:00 ○○会館会議室
- ② 議題 平成○年度事業計画の変更について、平成○年度活動予算の承認について、平成×年度事業報告・活動決算の承認について、定款変更について

#### (2) 理事会

##### 第1回理事会

- ア 日時・場所 ○月○日 19:00～20:00 ○○理事長宅
- イ 議題 ①事務規則の制定について、②経理規程の制定について

##### 第2回理事会

- ア 日時・場所 ○月○日 11:00～12:00 ○○公民館談話室
- イ 議題 ①平成○年度事業計画の変更について、②平成○年度活動予算の承認について

##### 第3回理事会

- ア 日時・場所 ○月○日 14:00～17:00 株式会社○○会議室
- イ 議題 ①定款変更について、②理事の選任について

#### (備考)

- 1 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人員、並びに受益対象者の範囲及び人数をそれぞれ記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 4 「2 (3) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施日時、実施場所及び従事者の人数をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているが、当該事業年度にその事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」旨を記載する。
- 5 事業報告書はインターネットで一般に公開されるので「個人情報(氏名、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報)」は記載しない。

(事業報告書 様式例)

## 〇〇年度事業報告書

( 年 月 日から 年 月 日まで)

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人

### 1 事業実施の成果

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数

#### (2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数

(注)定款にその他の事業を定めていない場合、(2)は削除してください。

### 3 会議の開催に関する事項

#### (1) 総会

#### (2) 理事会

〇〇年度 活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位:円)

科目		金額	
I	経常収益		
1.	受取会費		
	正会員受取会費	×××	
	賛助会員受取会費	×××	
	.....	×××	×××
2.	受取寄附金		
	受取寄附金	×××	
	施設等受入評価益	×××	
	.....	×××	×××
3.	受取助成金等		
	受取民間助成金	×××	
	.....	×××	×××
4.	事業収益		
	〇〇事業収益		×××
5.	その他収益		
	受取利息	×××	
	雑収益	×××	
	.....	×××	×××
	経常収益計		×××
II	経常費用		
1.	事業費		
(1)	人件費		
	給料手当	×××	
	法定福利費	×××	
	退職給付費用	×××	
	福利厚生費	×××	
	.....	×××	
	人件費計	×××	
(2)	その他経費		
	会議費	×××	
	旅費交通費	×××	
	施設等評価費用	×××	
	減価償却費	×××	
	支払利息	×××	
	.....	×××	
	その他経費計	×××	
	事業費計		×××
2.	管理費		
(1)	人件費		
	役員報酬	×××	
	給料手当	×××	
	法定福利費	×××	
	退職給付費用	×××	
	福利厚生費	×××	
	.....	×××	
	人件費計	×××	
(2)	その他経費		
	会議費	×××	
	旅費交通費	×××	
	減価償却費	×××	
	支払利息	×××	
	.....	×××	
	その他経費計	×××	
	管理費計		×××
	経常費用計		×××
	当期経常増減額		×××
III	経常外収益		
1.	固定資産売却益		×××
	.....	×××	×××
	経常外収益計		×××
IV	経常外費用		
1.	過年度損益修正損		×××
	.....	×××	×××
	経常外費用計		×××
	税引前当期正味財産増減額は、「設立時正味財産額」とな		×××
	法人税、住民税及び事業		×××
	当期正味財産増減額		×××
	前期繰越正味財産額		×××
	次期繰越正味財産額		×××

会費の正確に応じて分けて記載

「事業費」と「管理費」について、「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

前年度事業活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認します。

※設立して最初に作成する際には、「設立時正味財産額」とな

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認し

※今年度はその他の事業を実施していません。「その他の事業」を定款で掲げていない法人は、この脚注は不要です。

〇〇年度 活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

「事業費」と「管理費」について、「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載します。

「その他の事業」で得た利益の振替額を記載します

前年度事業活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認します。  
※設立して最初に作成する際には、「設立時正味財産額」となる

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認します

「その他の事業」を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとするか、前ページのとおりに脚注に「※今年度はその他の事業を実施して

〇〇年度 貸借対照表

××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	×××	
未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	×××	
什器備品	×××	
.....	×××	
有形固定資産計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	×××	
.....	×××	
無形固定資産計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	×××	
前受民間助成金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
退職給付引当金	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	×××	
当期正味財産増減額	×××	
正味財産合計		×××
負債及び正味財産合計		×××

「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認します。

前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認しま

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認します

「資産合計」と金額が一致することを確認します。

財務諸表の注記

NPO会計基準では、会計報告において重要な情報は注記により示します。以下に示すものは想定される注記を例示したものです。必要な事項について記載してください。（該当事項がない場合は記載不要です。）

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

どの会計基準に基づいて作成したか記載し

- (2) 固定資産の減価償却の方法

- (3) 引当金の計上基準

- 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

- 〇〇引当金

- (4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

- (5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

- (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらに

2. 会計方針の変更

事業費のみの内訳を表示することも可能。

3. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費							0
2. 受取寄附金							0
3. 受取助成金等							0
4. 事業収益							0
5. その他収益							0
経常収益計	0	0	0	0	0	0	0
II 経常費用							
(1) 人件費							0
役員報酬							0
給料手当							0
臨時雇賃金							0
.....							0
人件費計	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費							0
業務委託費							0
旅費交通費							0
.....							0
その他経費計	0	0	0	0	0	0	0
経常費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0	0	0	0	0

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によります。

合理的な算定方法を記載します。  
(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載します。  
(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

6. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下のとおりです。  
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように用途が特定されています。  
したがって用途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者援助事業					翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成××事業					助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	0		0	0	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する。

7. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品					△	0
.....					△	0
無形固定資産						0
.....					△	0
投資その他の資産						0
.....					△	0
合計	0	0	0	0	△	0

8. 借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金				
役員借入金				
合計	0	0	0	0

9. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下のとおりです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引	内近親者及び支配法人等との取引
	(活動計算書) 受取寄附金委託料		
活動計算書計(貸借対照表) 未払金	0	0	0
役員借入金			
貸借対照表計	0	0	0

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

**重要性が高いと判断される場合に記載す**

・ 現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

**重要性が高いと判断される場合に記載す**

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

**貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係**

・ 重要な後発事象

令和××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

**その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況につい**

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。  
特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。



〇〇年度 財産目録 当該事業年度の末日を記載しま  
 ××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇  
 (単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	×××	基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載します
××銀行普通預金	×××	
未収金		
××事業未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	×××	金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載し
応接セット	×××	
.....	×××	
歴史的資料	評価せず	
.....	×××	
有形固定資産計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト	×××	
.....	×××	
無形固定資産計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産		
××銀行定期預金	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代	×××	
.....	×××	
預り金		
源泉所得税預り金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
××銀行借入金	×××	
.....	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
正味財産		×××

活動計算書・貸借対照表・財産目録の作成例（定款にその他事業を掲げていない場合）

〇〇年度 活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	750,000	
2. 受取寄附金	290,000	
3. その他収益	10,000	
経常収益計		1,050,000
II 経常費用 ←		
1. 事業費		
(1) 人件費 ←		
臨時雇賃金	200,000	
人件費計	200,000	
(2) その他経費 ←		
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	100,000	
その他経費計	400,000	
事業費計		600,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	150,000	
通信運搬費	100,000	
減価償却費	50,000	
雑費	50,000	
その他経費計	350,000	
管理費計		350,000
経常費用計		950,000
当期正味財産増減額		100,000
前期繰越正味財産額		450,000
次期繰越正味財産額		550,000

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分けます。  
 (事業費：目的とする事業を行うために直接要する人件費やその他の経費。管理費：各種の事業を管理するための費用で、総会等の開催運営費、事務所の賃借料、光熱水費など)

「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別（旅費交通費、通信運搬費など）に内訳を記載します。

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表します。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認します。

〇〇年度 貸借対照表

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	300,000	
流動資産合計		300,000
2. 固定資産		
有形固定資産		
什器備品	250,000	
固定資産合計		250,000
資産合計		550,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	450,000	
当期正味財産増加額	100,000	
正味財産合計		550,000
負債及び正味財産合計		550,000

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産の部」の合計額は一致することを確認します。

〇〇年度 財産目録

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
〇〇銀行普通預金	300,000		
流動資産合計		300,000	
2. 固定資産			
有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	250,000		
固定資産合計		250,000	
資産合計			550,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			550,000

計算書類の注記

← 該当する項目のみ記載します。

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によ  
っています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法で償却をしています。

「重要な会計方針」の一番最初に、この  
計算書類をどの会計基準に基づいて作成  
したか記載します。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		300,000		300,000	△ 50,000	250,000
合計		300,000	0	300,000	△ 50,000	250,000

## 活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、P S Tの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益  ボランティア受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。 提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4. 事業収益 売上高 ○利用会員受取会費	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。 サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益 受取利息 為替差益 雑収益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用 法定福利費 退職給付費用  通勤費 福利厚生費	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。  退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
(2) その他経費 売上原価  業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費  通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。  講師等に対する謝礼金。  車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。  電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費 保険料 諸会費	

<p>租税公課</p> <p>研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費</p> <p>2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用</p> <p>通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費</p> <p>通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料</p> <p>減価償却費 保険料 諸会費 租税公課</p> <p>支払手数料 支払利息 雑費</p> <p>III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益</p> <p>IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損</p> <p>V 経理区分振替額 経理区分振替額</p>	<p>収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。</p> <p>金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要な費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。</p> <p>退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。 少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。</p> <p>車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。</p> <p>電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。</p> <p>収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。</p> <p>金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要な費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。</p> <p>過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。</p> <p>過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。</p> <p>その他の事業がある場合の事業間振替額。</p>
--	---

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の用途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する。

## 貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1.流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△)	
2.固定資産	
(1)有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2)無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3)投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1.流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金	
2.固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1.正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい。

(法第28条第1項関係様式例)

### 年間役員名簿

(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無)

.....年 月 日から .....年 月 日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

(備考)

- 1 「役職名」「氏名」欄には、.....の期間中に役員であった全ての人について、理事、監事を別に記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、住民票又は外国人登録原票記載事項証明書により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「就任期間」欄には、.....の期間中に役員であった者の全てについて当該期間内で実際に役員であった期間を記載する。
- 4 「報酬を受けた期間」欄については、「就任期間」中に報酬を受けたことがある役員についてのみ報酬を受けた期間を記載する。

(法第28条第1項関係様式例 記載例) R3年度(R3.4.1~R4.3.31)の場合

### 年間役員名簿

(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無)

前事業年度の期間を記載してください。

R3年4月1日からR4年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ○○○○○

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	群馬 太郎	前橋市大手町一丁目1番1号	R3年4月1日 ～ R4年3月31日	R3年4月1日 ～ R4年3月31日
理事	前橋 花子	前橋市大手町二丁目12番1号	R3年4月1日 ～ R4年3月	
理事	高崎 二郎	高崎市高松町35番地1	R3年4月 ～ R3年10月31日	
理事	桐生 三郎	桐生市織姫町1番1号	R3年11月 ～ R4年3月31日	
監事	伊勢崎 松子	伊勢崎市今泉町二丁目410番地	R3年4月1日 ～ R4年3月31日	なし

前事業年度内に報酬を受けた場合、報酬を受けた期間を記載してください。

年度途中で退いた又は就任した役員も、就任した期間を記載してください。

番地などは「一」で省略せず住民票どおりに記載してください。

前事業年度内に就任していた期間を記載してください。

(備考)

- 「役職名」「氏名」欄には、\_\_\_\_の期間中に役員であった全ての人について、理事、監事を別に記載する。
- 「住所又は居所」欄には、住民票又は外国人登録原票記載事項証明書により証された住所又は居所を記載する。
- 「就任期間」欄には、\_\_\_\_の期間中に役員であった者の全てについて当該期間内で実際に役員であった期間を記載する。
- 「報酬を受けた期間」欄については、「就任期間」中に報酬を受けたことがある役員についてのみ報酬を受けた期間を記載する。



(法第28条第1項関係様式例)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

年 月 日現在

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(備考)

- 1 時点は前事業年度の最終日を記載する。
- 2 「氏名」欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載する。
- 3 名簿は、前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。

(法第28条第1項関係様式例 記載例) R3年度 (R3.4.1~R4.3.31) の場合

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

10名以上の社員を記載してください。

前事業年度末日を記載してください。

R4年3月31日現在

(特定非営利活動法人の名称)  
特定非営利活動法人 ○○○○

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	群馬 太郎	前橋市大手町一丁目1番1号
2	前橋 花子	前橋市大手町二丁目12番1号
3	高崎 二郎	高崎市高松町35番地1
4	伊勢崎 松子	伊勢崎市今泉町二丁目410番地
5	桐生 三郎	桐生市織姫町1番1号
6	太田 蓮花	太田市浜町2番35号
7	富岡 四郎	富岡市富岡1460番地1
8	藤岡 ふじ子	藤岡市中栗須327番地
9	沼田 五郎	沼田市西倉内町780番地
10	株式会社 ○○○○ 代表取締役 館林 つつじ	館林市城町1番1号

(備考)

- 1 時点
  - 2 「氏名
  - 3 名簿
- 所又は住所

社員が法人又は任意団体の場合は、「氏名欄」に団体名及び代表者氏名を、「住所又は居所欄」に所在地又は住所を記載してください。

者の氏名を記載する。  
10人以上の者の氏名及び住

## 2 役員の変更等の届出

- P.28 ……役員の変更等の届出
- P.29 ……役員変更等届出書（規則別記様式第4号）
- P.31 ……就任承諾書及び誓約書 様式例
- P.34 ……役員名簿 様式例

# 役員の変更等の届出

(法第23条第1項、規則第5条)

- 法人は、役員が変更した場合及び役員の氏名、住所又は居所に異動があった場合には、**変更後の役員名簿**を添えて**役員変更等届出書（規則別記様式第4号）**を群馬県に提出しなければなりません。
- 役員の変更等の届出が必要な変更事項は、次の場合です。  
 新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所の異動、改姓又は改名  
 補欠の場合又は増員によって就任した場合は、その旨を付記してください。

## ◆ 役員が新たに就任した場合

この場合、届出を行う際に、任期満了と同時に再任された場合を除いて、次の書類を届出書とともに提出しなければなりません。(法第23条第2項)

- |  |
|--|
| ① 就任承諾書及び誓約書の謄本（コピー）                               |
| ② 役員の住所又は居所を証する書面（条例第2条第2項の書面）<br>……住民票（コピーは不可）等 ※ |

※ 就任承諾書及び誓約書の氏名を本人が自署しており、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望する旨及び生年月日を記載した場合は、住民票の添付を省略できます。

## ◆ 役員が任期満了と同時に全員再任された場合

- ・ この場合にも、「役員変更等届出書」を提出してください。
- 役員変更等届出書の変更事項欄は「再任」と記入してください。

## ● 変更事項の登記

- ・ 役員の変更等によって登記事項に変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局において、主たる事務所の所在地において2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

## 【役員変更等届出書の記載例】

### ● 役員補充による新任の場合

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所
※○年○月○日 新任・欠員補充	理事 (又は監事)	○○○○  (氏名・住所は住民票どおり正確に記載します)	・・・一丁目2番地3

※ 変更年月日：前任者の辞任等の日の翌日又は役員選任機関で選任され、後任者が承諾した日のいずれか遅い日。

### ● 増員による新任の場合

※○年○月○日 新任・増員	理事 (又は監事)	○○○○  (氏名・住所は住民票どおり正確に記載します)	・・・256番地の4
------------------	--------------	------------------------------------	------------

※ 変更年月日：役員選任機関で選任され、新任者が承諾した日。

### ● 役員改選による再任（又は任期満了）の場合

※○年○月○日 再任（又は任期満了）	理事 (又は監事)	○○○○  (氏名・住所は住民票どおり正確に記載します)	・・・三丁目5番2号○○マンション302号
-----------------------	--------------	------------------------------------	-----------------------

※ 変更年月日：前任者の辞任等の日の翌日又は役員選任機関で選任され、後任者が承諾した日のいずれか遅い日。

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

{
 第23条  
 第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条  
 第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条

} の

規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所

- 注1 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名に括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。
- 5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
- (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
  - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

〇〇年〇月〇日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地  
 群馬県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇  
 代表者氏名  
 群馬 太郎  
 電話番号  
 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇〇〇  
**役員変更等届出書**

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第23条  
 第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第52条第1項を記載してください。 第23条

規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所
〇年〇月〇日 (再任)	理事	群馬 太郎	前橋市大手町一丁目1番1号
〇年〇月〇日 (辞任)	理事	高崎 二郎	高崎市高松町35番地1
〇年〇月〇日 (新任)	理事	桐生 三郎	桐生市織姫町1番1号
〇年〇月〇日 (住所変更)	監事	伊勢崎 松子	伊勢崎市今泉町二丁目410番地

辞任又は退任する役員も記載してください。

住所変更や改姓等があった場合も変更届が必要です。

住民票どおりに記載してください。

記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

- 2 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名に括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。
- 5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。
  - (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
  - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

(法第23条第2項関係様式例：住民票を提出する場合)

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

## 就任承諾書及び誓約書

住所又は居所

氏名（自署）

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事（又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

法第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の第三項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

法第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分之一を超えて含まれることになってはならない。

(備考)

住所又は居所については、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し等）により証された住所又は居所を記載する。

(法第23条第2項関係様式例：住基ネットの利用を希望する場合)

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

## 就任承諾書及び誓約書

住所又は居所

氏名(自署)

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事(又は監事)に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

住民基本台帳ネットワークの利用を希望し、住所又は居所を証する書面の添付を省略します。  
生年月日 (元号) 年 月 日

法第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

法第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(備考)

住所又は居所については、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票の写し等)により証された住所又は居所を記載する。



原本は法人で保管し、群馬県へは  
コピーを提出してください。

(法第23条第2項関係様式例) 記載例

(元号)〇〇年〇月〇日

法人あての書類として  
作成してください。

特定非営利活動法人 〇〇〇〇 御中

### 就任承諾書及び誓約書

〇-〇-〇などと略さずに  
住民票どおりに記載します。

法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に  
違反しないことの旨を記載してください。

又は居所

〇〇郡〇〇町大字〇〇番地の〇

氏名 〇〇 〇〇

住民票どおりに  
本人が自署します。

理事か監事のいずれかを  
記載します。

私は、**特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事**に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

住民基本台帳ネットワークの利用を希望し、  
住民票の添付を省略する場合は、その旨を  
就任承諾書及び誓約書に記載します。

住民基本台帳ネットワークの利用を希望し、  
住所又は居所を証する書面の添付を省略し  
ます。生年月日 (元号)〇〇年〇月〇日

法第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 四 暴力団の構成員等
  - 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
  - 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- 法第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(備考)

住所又は居所については、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し等）により証された住所又は居所を記載する。

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

## 役員名簿

.....年 月 日現在

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 \_\_\_\_\_

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、住民票等により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記載する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。

(法第10条第1項第2号イ関係様式例 記載例)

### 役員名簿

事業報告書等提出時の役員名簿とは記載事項が異なりますのでご注意ください。

〇〇年 〇月 〇日現在

変更になった日を記載します。変更日が複数にわたる場合には、一番新しい変更日を記載してください。

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	群馬 太郎	前橋市大手町一丁目1番1号	有
理事	前橋 花子	前橋市大手町二丁目12番1号	無
理事	桐生 三郎	桐生市織姫町1番1号	無
監事	伊勢崎 松子	伊勢崎市今泉町二丁目410番地	無

住民票どおりに記載してください。

役員ごとに報酬の有無を記載してください。

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、住民票等により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記載する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。

### 3 定款変更の手続

- P.37 ……定款変更の手続
- P.40 ……定款変更認証申請書（規則別記様式第5号）  
（事業を追加する場合の記載例）
- P.42 ……総会議事録記載例
- P.43 ……定款変更届出書（規則別記様式第6号）  
（主たる事務所の住所を変更（県内での移転）した場合の記載例）
- P.44 ……定款の変更の登記完了提出書（規則別記様式第7号）

# 定款変更の手続

法第25条第3項の定款の変更を行う場合には、法人の社員総会により定款変更の議決を行い、群馬県の認証を受ける必要があります。

## ● 定款変更の議決

- ・ 定款を変更するには、定款の定める方法によって社員総会において議決することが必要になります。（法第25条第1項）
- ・ この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもって行わなければなりません。（法第25条第2項）

## ● 定款変更の認証申請手続

- ・ 所轄庁の変更を伴わない場合と伴う場合で、提出書類等が異なります。

### ◆ 所轄庁の変更を伴わない場合

（法第25条第3項、第4項、条例第5条、規則第6条）

- 定款変更の議決がなされたら、次の書類を群馬県に提出して、認証を受けます。

① 定款変更認証申請書（規則別記様式第5号）

② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

③ 変更後の定款

※④ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

※⑤ 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

※ ④、⑤の書類は定款変更の内容が、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業の種類等に関する場合に提出します。

（法第25条第4項、規則第6条第2項）

### ◆ 所轄庁の変更を伴う場合（法第26条）

## ● 所轄庁の変更を伴う場合とは？

- ・ 所轄庁は法人の主たる事務所の所在地によって決まります。主たる事務所の所在地に変更（都道府県の変更）があった場合は、所轄庁が変更になります。
- ・ 群馬県から他の都道府県に主たる事務所を移す場合の定款変更の認証申請は、群馬県を經由して変更後の所轄庁に対し行うこととなります。（群馬県に、変更後の所轄庁の定めるところにより申請書を提出し、群馬県から当該所轄庁に書類を送付します。）（法第26条）
- ・ 申請書の様式や添付書類の提出部数は所轄庁によって異なりますので、事前に当該所轄庁に相談してください。

① 定款変更認証申請書（変更後の所轄庁の定めた様式による）
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
③ 変更後の定款
④ 役員名簿（役員の氏名、住所又は居所及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3項に該当することを確認したことを示す書面
⑥ 直近の事業報告書等（※1）
⑦ 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（※2）
⑧ 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（※2）

（※1）法人の設立後、最初の年度の事業報告書が作成されるまでの間は、設立認証に際しての法第10条第1項第7号の事業計画書、同条第8号の活動予算書並びに設立に際しての法第14条の財産目録をもって替えることとなります。また、合併後において、最初の年度の事業報告書が作成されるまでの間もこれと同様の取扱になります。

（※2）定款変更の内容に特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業、その他の事業に関する内容が含まれる場合に提出します。

### ◆ 定款変更の届出手続

- 次の事項に関する変更については、群馬県の認証は必要ありません。  
この場合は、定款変更の議決がされたら、遅滞なく群馬県に「定款変更届出書」（規則別記様式第6号）を提出しなければなりません。（法第25条第6項、規則第7条）

① 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）
② 役員の定数の変更
③ 資産に関する事項の変更
④ 会計に関する事項の変更
⑤ 事業年度の変更
⑥ 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
⑦ 公告の方法の変更
⑧ 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員・顧問等に関する事項等）

#### <提出書類>

① 定款変更届出書（別記様式第6号）
② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
③ 変更後の定款

● **変更の登記**

- ・ 定款変更などによって登記事項に変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局において、主たる事務所の所在地において2週間以内に変更の登記をしなければなりません。(法第7条、組合等登記令第3条第1項)
- ・ 登記についての詳細は、管轄の法務局にお問い合わせください。

● **定款の変更の登記完了提出書の提出**

- ・ 定款変更に伴い、登記事項の変更の登記を行った際は、遅滞なく登記事項証明書及び変更後の定款(定款変更認証の場合に限る)を添えて「定款の変更の登記完了提出書」(規則別記様式第7号)を群馬県に提出する必要があります。

<提出書類>

①	定款の変更の登記完了提出書(規則別記様式第7号)
②	登記事項証明書
③	変更後の定款※定款変更認証の場合に限る

※平成24年4月1日から、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款において理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その定めを登記しなければならないこととなりました。

また、特定の理事(理事長等)のみが法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。

### (事業を追加する場合の記載例)

別記様式第5号(規格A4)(第6条関係)

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号

## 定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

### 1 変更の内容

#### ①変更しようとする定款の条文(※変更事項が多い場合は、別紙の添付も可とする) 条文の変更内容は、以下のとおりです。

条文	新	旧
第4条 (注)	この法人は、前条の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行う。 (1)..... (2).....(※追加部分に下線を引く)	この法人は、前条の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行う。 (1).....
第5条	この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①..... ②..... ③.....(※追加部分に下線を引く) ④.....	この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①..... ②.....

(注) 事業を追加する場合、事業内容によって活動の種類も追加する必要があります。

#### ②変更しようとする時期

(認証の時から) ※変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を記載

### 2 変更の理由

(事業を追加した理由を簡潔に記載する)

注1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)を添付すること。

3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。  
(1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

(2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合



- 併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録)
- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、注2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。
- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
  - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
  - (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
    - ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
    - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
      - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
      - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
      - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
        - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
        - (ロ) 役員等との取引
    - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
    - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
    - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
    - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
  - ③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成の実績を記載した書類の写し

(法第25条第4項関係作成例)

## 特定非営利活動法人〇〇〇〇 第××回総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日〇時～〇時  
2 場 所 〇〇〇〇  
3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、電磁的方法による表決者〇人、表決委任者〇人）

### 4 審議事項

- ・社員総数及び定款変更議決に必要な定足数の確認
- ・第〇号議案 定款変更に関する事項
- ・第〇号議案 事業計画及び活動予算に関する事項(法人の行う事業の変更の場合)
- ・第〇号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認(所轄庁の変更を伴う場合)

### 5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 開会（会議の成立の確認）

(2) 議長の選出

記載例) 議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇氏を選任した。

(3) 議案の審議

第〇号議案 定款変更に関する件

…（具体的な審議経過、審議結果を記載）

(4) 閉会

### 6 議事録署名人選任の件

記載例) 議事録署名人について、議長より本日出席の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を指名したところ、満場一致異議なく承認された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

押印の有無については法人の定款に従ってください。

年 月 日

議 長 氏 名  
議事録署名人 氏 名  
同 氏 名

(備考)

3には、書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。

(主たる事務所の所在地を変更(県内での移転)した場合の記載例)  
別記様式第6号(規格A4)(第7条関係)

年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)

第25条第6項

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項

の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

条文の変更内容は、以下の対照表のとおりです。

条文	新	旧
第2条	この法人は、事務所を群馬県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号に置く。	この法人は、事務所を群馬県△△市△町△丁目△番△号に置く。

変更した時期 : 〇年〇月〇日

2 変更の理由

主たる事務所を移転したため

注1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第7項

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

の規定により、登記事項証明書及び変更後の定款（法第25条第3項の規定による認証を受けた場合に限る。）を添えて提出します。

注1 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

## 4 解散 及び 合併の手続

P.46 ……解散及び合併の手続

# 解散及び合併の手続

## 1 特定非営利活動法人の解散

特定非営利活動法人は、次の事由により解散することとなりますが、解散事由によって、群馬県からの認定、または群馬県に対し解散届出書を提出する必要があります。

### 【解散事由】（法31条第1項）

① 社員総会の決議	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員総会において、定款に特別の定めのある場合のほか、社員総数の4分の3以上の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。</li> </ul>
② 定款で定めた解散事由の発生	
③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、群馬県の認定が必要となります。</li> </ul>
④ 社員の欠亡	社員が全くなくなった場合、解散となります。
⑤ 合併	「2 特定非営利活動法人の合併」をご覧ください。
⑥ 破産手続開始の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産手続開始の決定をすることになります。</li> </ul>
⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないとき又は3年以上にわたって法第29条による事業報告書等の提出を行わないときなどは、法人の設立の認証を取り消すことがあります。</li> </ul>

### 【解散及び清算に係る事務手続の流れ】

解散事由	解散の手順	清算の手順
<ul style="list-style-type: none"> <li>社員総会の決議</li> <li>定款で定めた解散事由の発生</li> <li>社員の欠亡</li> </ul>	解散 → 解散の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款で残余財産の帰属先が規定されている場合 清算終了届出 → 残余財産帰属</li> <li>定款で残余財産の帰属先が規定がない場合 認証申請 → 認証 → 清算終了届出 → 残余財産帰属</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</li> </ul>	認定申請 → 知事の認定 → 解散	
<ul style="list-style-type: none"> <li>法第43条の規定による設立の認証の取消し</li> </ul>	解散	
<ul style="list-style-type: none"> <li>合併</li> </ul>	解散	
<ul style="list-style-type: none"> <li>破産手続開始の決定</li> </ul>	解散 → 解散の届出	

### (1) 解散の認定申請（法第31条第3項、規則第10条）

- ・ 「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散は、群馬県の認定がなければ効力を生じません。
- ・ したがって、法人は、この事由により解散しようとするときは、**解散認定申請書（規則別記様式第9号）**に**目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面**（例えば、社員総会の議事録の謄本など）を添付して群馬県に提出しなければなりません。

### (2) 解散の届出（法第31条第4項、規則第11条第1項）

- ・ 法人が、上記の解散事由の①②④または⑥の事由によって解散した場合、清算人は、**解散届出書と解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書**を群馬県に提出しなければなりません。

### (3) 清算に関する手続

- ・ 清算中に就任した清算人は、**清算人就任届出書（別記様式第11号）**に**清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書**を添えて群馬県に提出しなければなりません。（法第31条の8、規則第11条第2項）
- ・ 清算が終了したときは、清算人は、**清算終了届出書（別記様式第13号）**に**清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書**を添えて群馬県に提出しなければなりません。（法第32条の3、規則第13条）

#### ◆ 清算人とは？（法第31条の5～法第31条の7）

法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人になります。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。

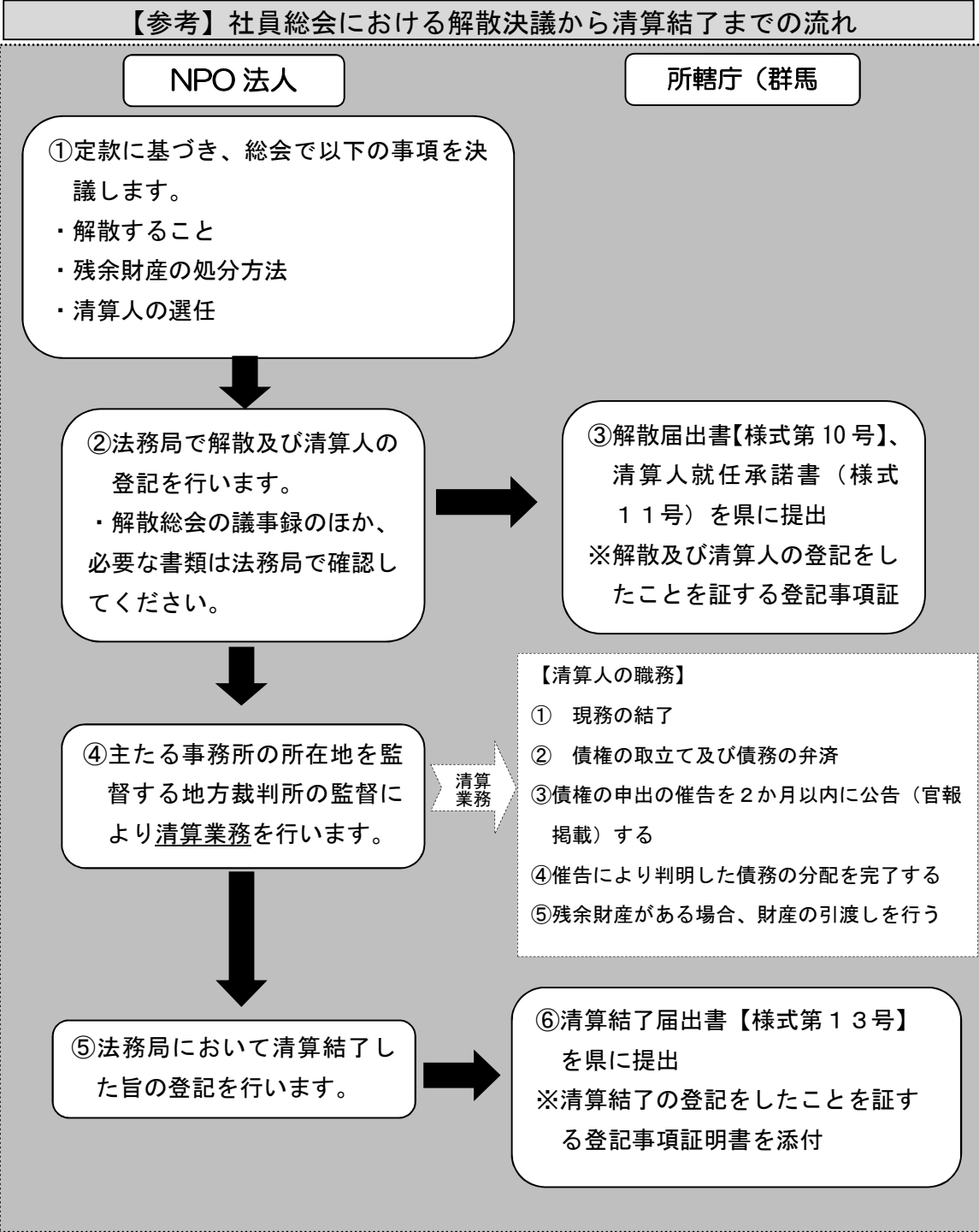
なお、裁判所は、清算人がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができます。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって清算人を解任することができることになっています。

### (4) 残余財産の帰属（法第11条第3項、法第32条）

- ・ 解散した法人の清算によって残余財産がある場合、群馬県に清算終了届出書を提出した時点で、定款に定めたところによりその帰属先に帰属することになります。
- ・ 残余財産は社員に分配することはできず、定款において残余財産の帰属先を定める場合には、次に掲げる者のうちから選定しなければなりません。

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ① 他の特定非営利活動法人    | ④ 学校法人   |
| ② 国又は地方公共団体      | ⑤ 社会福祉法人 |
| ③ 公益社団法人又は公益財団法人 | ⑥ 更正保護法人 |

- ・ 定款に残余財産の帰属先について特に定めがない場合、清算人は**残余財産譲渡認証申請書（規則別記様式第12号）**を群馬県に提出し、その認証を受けて残余財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。（法第32条第2項）
- ・ 定款に残余財産の帰属先の定めがなく、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請をして不認証になった場合、残余財産は最終的に国庫に帰属します。（法第32条第3項）





## 2 特定非営利活動法人の合併

特定非営利活動法人は、社員総会の議決を行い、群馬県の認証を得た後に、登記することによって合併することができます。

<b>(1) 合併の議決（法第34条第1項、第2項）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人が合併をするには、社員総会の議決を経なければなりません。</li><li>・ この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の多数をもって行う必要があります。</li></ul>
<b>(2) 合併の認証申請手続</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社員総会の決議を経た後、群馬県の認証を受けなければ合併できません。</li><li>・ 合併の認証申請手続については、設立の認証申請の手続きが準用されており、次の書類を群馬県に提出しなければなりません。（法第34条第4項、第5項、条例第10条）</li></ul>
<b>提出書類</b> (提出部数は、全て1部です)
① 合併認証申請書（規則別記様式第14号）
② 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録
③ 定款
④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 就任承諾書及び誓約書の謄本
⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面
⑦ 社員のうち10人以上の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
⑧ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
⑨ 合併趣旨書
⑩ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
⑪ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
※ 様式は、設立申請の様式に準じます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ なお、所轄庁は、合併後の法人の事務所の所在地に従って設立の時と同様の基準で判断されることとなりますが、ここでは群馬県が所轄庁の場合について提出書類等を記載しておりますので、所轄庁が異なる場合は、その所轄庁に様式、提出部数等を確認してください。</li></ul>

### (3) 合併に必要な手続き

- ・ 合併の認証の通知のあった日から2週間以内に各法人の財産目録及び貸借対照表を作成し、債権者が異議を述べることができる期間、各法人の主たる事務所に備え置かなければなりません。(法第35条第1項、規則第15条)
- ・ また、合併の認証の通知があった日から2週間以内に、債権者に対して、2か月以上の期間を定めて、合併に異議がある場合その期間内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、個別にその旨を催告しなくてはなりません。(法第35条第2項)
- ・ 債権者が異議を述べたときは、合併によりその債権者を害するおそれがない時を除き、その債権者に弁済するか、相当の担保を提供するか又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければなりません。(法第36条第2項)

### (4) 合併に係る登記

- ・ 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人は、主たる事務所の所在地を管轄する登記所において合併の登記をして初めて効力を生じます。(法第39条第1項)
- ・ 法人は、合併に必要な手続きを終了した日から、主たる事務所において2週間以内に合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により設立した法人については設立の際と同様の事項を登記しなければなりません。(組合等登記令第8条)

### (5) 「合併登記完了届出書」の提出

- ・ 合併に係る登記をした後は、速やかに群馬県に対し登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した**合併登記完了届出書(規則別記様式15号)**に、次の書類を添えて群馬県に提出してください。(法第13条第2項、法第39条第2項、規則第16条)

① 合併登記完了届出書(規則別記様式15号)

② 登記事項証明書

③ 法第35条第1項の合併の時の財産目録

## 5 所轄庁による監督 及び 罰則

P.52 ……所轄庁による監督及び罰則

# 所轄庁による監督及び罰則

## 1 所轄庁による監督

### (1) 報告及び検査（法第41条第1項）

・法人が、法令、法令に基づいた行政庁の処分又はその法人の定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、群馬県は次のように法人に報告を求めたり、職員に調査をさせることができると規定されています。

- ① 法人にその業務若しくは財産の状況に関し報告を求める。
- ② 職員に、法人の事務所その他の施設に立ち入り、その法人の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させる。

### (2) 改善命令（法第42条）

・群馬県は、次の場合に、法人に対して期限を定めて、改善のために必要な措置を採るよう命じることができます。

- ① 法人が次の要件を欠くに至ったと認めるとき。
  - ア 営利を目的としない団体であること。
  - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
  - ウ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
  - エ 宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
  - オ 政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
  - カ 選挙活動を目的とする団体ではないこと。
  - キ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
  - ク 10人以上の社員を有すること。
- ② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反していると認めるとき。
- ③ 法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき。

### (3) 設立の認証の取消し（法第13条第3項、第43条第1項、第2項）

・群馬県は、次の場合に法人の設立の認証を取り消すことができると規定されています

- ① 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしないとき。
- ② 法人が、改善命令に違反し他の方法によって監督の目的を達することができないとき。
- ③ 3年以上にわたって、法第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないとき。
- ④ 法人が法令に違反し、改善命令による改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によって監督の目的を達することができないとき。

## 2 罰則

法により、罰則規定が設けられています。主な罰則規定は以下のとおりです。

<b>(1) 50万円以下の罰金</b>
① 正当な理由がなく、法第42条の改善命令に違反した者。（法第78条） ② 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が法第42条の改善命令に違反した場合は、その行為者及びその法人。（法第79条）
<b>(2) 法人の理事、監事又は清算人に対する20万円以下の過料（法第80条）</b>
① 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第80条1）。 ② 法人設立に際して法第14条に規定される財産目録の備え置きを行わず、又は、その財産目録に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条2）。 ③ 役員の変更等の届出又は定款変更の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき（法第80条3）。 ④ 法第28条第1項に規定された事業報告書等及び役員名簿等を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条4）。 ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出、事業報告書等の提出を怠ったとき。 ⑥ 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定（法第31の3②、法第31の12①）の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき（法第80条6）。 ⑦ 法人が貸借対照表広告（法第28の2①）の規定に違反して若しくは清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等（法第31の10①）及び破産手続開始の申立てに関する公告（法第31の12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第80条7）。 ⑧ 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定（法第35第1項）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条8）。 ⑨ 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の意義に対する弁済等の規定（法第35第2項、36第2項）に違反したとき（法第80条9）。 ⑩ 上記1（1）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第80条10）。組合等登記令に違反して登記することを怠ったとき。
<b>(3) 10万円以下の過料（法第81条）</b>
• 名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者。

## 6 認定NPO法人制度の概要

P.55 ……認定NPO法人制度の概要について

# 認定 NPO 法人制度の概要

(法第44条、45条、第58条、第59条、条例第11条、規則第18条ほか)

## ◆認定NPO法人の制度概要

- ・ NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置で、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行うものです。平成24年4月から国税庁に替わって、所轄庁(都道府県または政令市)が認定を行うこととなりました。

### 認定NPO法人

- ・ 認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

### 特例認定NPO法人

- ・ 特例認定NPO法人とは、設立後5年以内のNPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準(パブリック・サポート・テストは除く)に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

## ◆認定の有効期間等

- ・ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年です。特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年です。
- ・ なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(特例認定の有効期間の更新はありません)。

## ◆認定のメリット

- ・ 認定(特例認定)NPO法人になると次のような税制上の優遇措置があります。

### 寄附者に対する税制上の優遇措置

- ・ 個人が認定NPO法人等に寄附をすると、所得税の計算において、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、個人住民税の計算において、県民税4%、市町村民税6%(市町村が条例で定めている場合)の寄附金税額控除が適用されます。

①所得税の控除額(税額控除を選択) → (寄附金額 - 2,000円) × 40%

③ 個人住民税の控除額(県・市町村ともに指定) → (寄附金額 - 2,000円) × 10%

→①国税、②地方税合わせて、寄附金額の最大50%が控除されます。

- ・ 企業が認定NPO法人等に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。
- ・ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、取得した財産を認定NPO法人に寄附した

場合には、その財産の価額は相続税の計算の基礎に算入されません（特例認定法人には適用されません）。

#### **認定NPO法人自身の優遇措置**

- ・認定NPO法人が、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定法人には適用されません）。

#### **◆認定の基準**

- ・認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。

#### **① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除く）**

パブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準で、認定基準のポイントとなるものです。

パブリック・サポート・テスト基準は、次のいずれかの基準を選択できます。

##### **●相対値基準**

$$\text{実績判定期間における} \quad \frac{\text{寄附金等収入額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

##### **<経常収入金額>**

総収入金額－（国の補助金等、1,000円未満の寄附金、氏名・住所等が明らかでない寄附金等）

##### **<寄附金等収入金額>**

受入寄附金総額－（一者あたり基準限度超過額、1,000円未満の寄附金、氏名・住所等が明らかでない寄附金等）＋社員からの会費の合計額から共益的活動に係る部分の金額を控除した額

※社員からの会費を分子に算入するには、社員会費の額が合理的な基準により定められていること、社員の数が20人以上であることが必要です。

##### **<実績判定期間>**

直前に終了した事業年度を含む5事業年度（初回認定の場合は2年）

##### **●絶対値基準**

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の

$$\frac{\text{総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

※氏名・住所等が明らかでない寄附者のみ数えます。

※寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人と数えます。

※役員及びその役員と生計を一にする者は数えません。

##### **●条例個別指定**

※令和3年4月1日現在、群馬県では、条例個別指定を定めていません。

- ・都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）については、PST基準を満たすものとして取り扱われます。



## ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること

- 実績判定期間における事業活動のうち、次の活動の占める割合が50%未満であること
  - ・会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
  - ・特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
  - ・特定の著作物又は特定の者に関する活動
  - ・特定の者の意に反した活動

## ③運営組織及び経理が適切であること

- 運営組織が次のいずれにも適合していること
  - ① 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数  $\div$  役員の数  $\leq \frac{1}{3}$
  - ② 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数  $\div$  役員の数  $\leq \frac{1}{3}$
- 各社員の表決権が平等であること
- 公認会計士もしくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し帳簿を保存していること
- 不適正な経理を行っていないこと

## ④事業活動の内容が適正であること

- ①宗教活動②政治活動③特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。
- 役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や、上記の活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。
- 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費  $\div$  総事業費  $\geq 80\%$
- 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額  $\div$  総事業費  $\geq 70\%$

## ⑤情報公開を適切に行っていること

- 次の書類を事務所において閲覧させること
  - ①事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所または居所に係る部分を除く）
  - ②各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
    - ・役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
    - ・助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類

## ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること

- 各事業年度において、期限内に適正な事業報告書等を所轄庁に提出していること

### ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

- 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他の不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。

### ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること

- 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間を経過していること。

#### ◆認定NPO法人の閲覧書類

NPO法人制度は、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提としている点が大きな特徴です。認定NPO法人においても、以下の書類を備え置き、閲覧に応じることが必要です。

- ①事業報告書等 ②役員名簿 ③定款
- ④認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦前事業年度の収益の明細など ⑧特定非営利活動促進法施行規則第32条第2項で定める書類
- ⑨助成金の支給の実績を記載した書類
- ⑩海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く）を行うとき金額及び用途並びにその予定日を記載した書類

※個人の住所または居所に係る記載の部分は除く。

※前事業年度の寄附者名簿は閲覧の対象ではありませんが、事務所に備え置くことが必要です。

また、認定NPO法人は、毎事業年度1回、役員報酬規程等や事業報告書等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人は所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する必要があります。

## 申請の手続

#### ◆申請手続きの流れ

事前相談



申請書提出



審査・実態確認



認定・不認定の決定

- 申請をお考えの方は、事前相談をお願いします。
- チェックシートにより、基準を満たしているか概ねの判断ができます。
- 申請書を提出してください。
- 申請書類は下表のとおりです。
- 審査及び申請内容等についての実態確認等を行います。
- 実態確認では、法人の事務所にて帳簿等の確認をします。
- 認定又は不認定の結果を通知します。
- 申請書類は下表のとおりです。
- 認定をした場合、法人の名称、所在地、代表者氏名、認定の有効期間等を公示します。

◆申請書類

書 類		提出部数
認定を受けるための申請書（規則様式第 17 号）		1 部
特例認定を受けるための申請書（規則様式第 24 号）		
基準①	認定基準等チェック表（第 1 表） ※選択する PST 基準に応じて作成します。	1 部
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2）	
基準②	認定基準等チェック表（第 2 表）	
基準③	認定基準等チェック表（第 3 表）	
	役員の状況（第 3 表付表 1）	
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）	
基準④	認定基準等チェック表（第 4 表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況（第 4 表付表 2）	
基準⑤	認定基準等チェック表（第 5 表）	
基準⑥⑦⑧	認定基準等チェック表（第 6,7,8 表）	
欠格事由チェック表		
寄附金を充当する予定の事業内容等		
寄附者名簿		1 部

※特例認定の場合は、認定基準チェック表（第 1 表）及び寄附者名簿は不要

※各書類の様式は、群馬県ホームページからダウンロードすることができます。

（URL：<https://www.pref.gunma.jp/site/npoborantia/>）

※認定制度について、詳しくお知りになりたい方は県民活動支援・広聴課までお問い合わせください。

## 7 関係法令等

P.61 ……特定非営利活動促進法

P.112 ……群馬県特定非営利活動促進法施行条例

P.118 ……群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

P.122 ……組合等登記令

P.128 ……規則別記様式（第1号～第15号）

## 特定非営利活動促進法

発令 　　：平成 10 年 3 月 25 日号外法律第 7 号

最終改正：令和 2 年 12 月 9 日号外法律第 72 号

改正内容：令和 2 年 12 月 9 日号外法律第 72 号[令和 3 年 6 月 9 日]

### ○特定非営利活動促進法

[平成十年三月二十五日号外法律第七号]

[総理・大蔵・自治大臣署名]

特定非営利活動促進法をここに公布する。

### 特定非営利活動促進法

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則（第三条–第九条）

第二節 設立（第十条–第十四条）

第三節 管理（第十四条の二–第三十条）

第四節 解散及び合併（第三十一条–第四十条）

第五節 監督（第四十一条–第四十三条の三）

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人（第四十四条–第五十七条）

第二節 特例認定特定非営利活動法人（第五十八条–第六十二条）

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第六十三条）

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督（第六十四条–第六十九条）

第四章 税法上の特例（第七十条・第七十一条）

第五章 雑則（第七十二条–第七十六条）

第六章 罰則（第七十七条–第八十一条）

附則

#### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるとこ

ろにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

## 第二章 特定非営利活動法人

### 第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

## 第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

### 一 定款

### 二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

### 五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定が

されるまでの間、行うものとする。

- 4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当する



ものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

### 第三節 管理

（通常社員総会）

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

（臨時社員総会）

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- 3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。
- 4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

- 2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散

当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(定款変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び

翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければ

ればならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項

において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(事業報告書等の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去五年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

#### 第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済するこ

とができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)



第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除〔平成二三年五月法律五三号〕

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合には、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除〔平成一八年六月法律五〇号〕

#### 第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令

を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

### 第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

#### 第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

- 3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（２） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（３） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都

を含む。)又は市町村(特別区を含む。)の区域内に事務所を有するものに限る。)であること。

二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者(当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。)

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者(前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。)である活動(会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)

(1) 会員等

(2) 特定の団体の構成員

(3) 特定の職域に属する者

(4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。
- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。
- （合併特定非営利活動法人に関する適用）
- 第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。



- 一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

（認定の通知等）

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）か

ら起算して五年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。  
（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 一 前事業年度の寄附者名簿
- 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第

三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類(過去五年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき(第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき)。
- 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき(同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき)。
- 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

- 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

#### 第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

- 2 第四十四条第二項(第一号に係る部分を除く。)及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年)」とあるのは、「二年」と読み替える

ものとする。

(特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

##### （報告及び検査）

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項におい

- て「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。)に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
  - 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
  - 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
  - 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等  
(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。  
(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し(第六十九条において「認定の取消し」という。)及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し(同条において「特例認定の取消し」という。)について準用する。

(所轄庁への意見等)

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。



2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

#### 第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

#### 第五章 雑則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項(第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出及び第十条第二項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧、第十二条第三項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第十三条第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項(第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による交付、第四十四条第二項(第五十一条第五項、第五十八条第二項(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第四十九条第一項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出並びに第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

#### 第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使

用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一〇年六月政令二二九号により、平成一〇・一二・一から施行]

(検討)

- 2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

- 3 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に行われた第十条第一項の認証の申請についての第十二条第二項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「この法律の施行後十月以内」とする。

(地方税法の一部改正)

- 4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(経済企画庁設置法の一部改正)

- 5 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成一一年一二月八日法律第一五一号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一～二十五 [略]

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

[平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄]

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成十二年六月七日法律第一一一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成十三年一月五日法律第一三八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則〔平成十四年七月三日法律第七九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成十四年一月二日法律第一三八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成十四年一月一三日法律第一五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日〔平成一五年二月三日〕から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一四年一二月一八日法律第一七三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際新法第五条第一項に規定するその他の事業（この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第五条第一項に規定する収益事業を除く。）を行っている特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第十一条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。）については、新法第十一条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

- 2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第二十七条第四号、第二十八条第一項及び第二十九条第一項並びに附則第二条第一項の規定の適用については、新法第二十七条第四号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二条第一項中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日（同日前

に当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日（同日までに当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日の前日）までの期間」とする。

附 則〔平成一五年四月九日法律第二三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際、現に総務省の外局として置かれている公正取引委員会は、この法律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十七条第一項の規定に基づいて置かれる公正取引委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一六年六月二日法律第七六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日〔平成一七年一月一日〕から施行する。〔後略〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。〔後略〕

2～5 〔略〕

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一六年六月一八日法律第一二四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法〔不動産登記法＝平成一六年六月法律第一二三号〕の施行の日〔平成一七年三月七日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一六年一二月一日法律第一四七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年三月政令三六号により、平成一七・四・一から施行〕

附 則〔平成一六年一二月一日法律第一五〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。



(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一六年一二月三日法律第一五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

〔平成一六年一二月政令四二六号により、平成一六・一二・三〇から施行〕

(処分等の効力)

第二百十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二百十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔平成一七年七月二六日法律第八七号抄〕

(特定非営利活動促進法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の特定非営利活動促進法第三十一条第一項各号に掲げる事由により特定非営利活動法人が解散した場合における特定非営利活動法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の特定非営利活動促進法の定めるところによる。

第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一七年七月二六日法律第八七号〕

この法律は、会社法〔平成一七年七月法律第八六号〕の施行の日〔平成一八年五月一日〕から施行する。〔後略〕

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(特定非営利活動促進法の一部改正に伴う経過措置)

第百六十五条 前条の規定による改正後の特定非営利活動促進法第十一条第三項第二号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

2 この法律の施行の際現に存する特定非営利活動法人の定款における旧民法第三十四条の規定により設立された法人を残余財産の帰属すべき者とする旨の記載は、公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を残余財産の帰属すべき者とする旨の記載とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二〇年三月三十一日法律第九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日〔平成二〇年四月三〇日〕から施行する。

附 則〔平成二〇年四月三〇日法律第二三号抄〕

沿革

平成二〇年 三月三十一日号外法律第九号〔国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律附則二条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 〔略〕

五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

イ 〔略〕

ロ 〔前略〕附則第九十七条、第四百四条、第四百五条、第四百七条、第四百八条及び第四百十一条の規定

ハ～ト 〔略〕

六～九 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

第百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二〇年五月二日法律第二六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二〇年五月二日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

〔平成二三年五月二五日法律第五三号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第百六十八条 第六条又は第七条に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二三年五月二五日法律第五三号〕

この法律は、新非訟事件手続法〔非訟事件手続法＝平成二三年五月法律第五一号〕の施行の日〔平成二五年一月一日〕から施行する。

附 則〔平成二三年六月二二日法律第七〇号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対してされた申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

（定款の変更に関する経過措置）

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は

施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

- 2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

(事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置)

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

- 2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

- 3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

- 4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

(仮認定に関する経過措置)

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人のその認定の有効期間については、なお従前の例による。

- 2 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定の申請につき、国税庁長官が施行日以後に行う同項の認定については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例により同条第三項の認定を受けた法人を含み、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。）の国税庁長官が施行日以後に行う旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項の認定の取消しについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に第二項の規定に基づきなお従前の例により同条第三項の認定を受けた法人を含み、施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を取り消された法人、その認定の有効期間が終了した法人及び新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。以下「旧認定特定非営利活動法人」という。）については、新特定非営利活動促進法第五十条第一項の規定は、適用しない。
- 5 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の十八の二の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 6 個人が平成二十四年以後の各年において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第四十一条の十八の二の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。
- 7 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税（次項に規定する事業年度分の法人税を除く。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 8 旧認定特定非営利活動法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十六条第一項」とあるのは「第七十条第一項」と、「同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。））」とあるのは「同条第四項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第八項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）が」と、同条第五

項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」とする。

- 9 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 10 法人が施行日以後に終了する事業年度において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「をいう。）」とあるのは「をいい、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人を含む。）」と、「同条第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項」とする。
- 11 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定を取り消された法人について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項に規定する認定を取り消された法人については、なお従前の例による。
- 12 施行日以後に第三項の規定に基づきなお従前の例により認定を取り消された法人については、旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項から第十一項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第九項中「第三項」とあるのは、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項」とする。
- 13 新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に終了する連結事業年度において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第六十八条の九十六第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「をいう。）」とあるのは「をいい、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

1 5 新租税特別措置法第七十条第十項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

1 6 施行日以後に相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を新租税特別措置法第七十条第一項に規定する申告書の提出期限までに旧認定特定非営利活動法人に対し、当該旧認定特定非営利活動法人の行う新特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をする場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第七十条第十項の規定を適用する。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新地方税法」という。）第四十五条の二の規定は、平成二十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

3 旧認定特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第四十五条の二の規定を適用する。

4 新地方税法第三百十七條の二の規定は、平成二十五年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三百十四條の七第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

6 旧認定特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第三百十七條の二の規定を適用する。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。



〔次のよう略〕

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十七条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二四年八月一日法律第五三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二四年一〇月政令二五七号により、平成二四・一〇・三〇から施行〕

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二四年一〇月政令二六〇号により、平成二五・一・三〇から施行〕

二 〔略〕

附 則〔平成二五年一一月二七日法律第八六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二六年四月政令一六五号により、平成二六・五・二〇から施行〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成二八年六月七日法律第七〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二八年一二月政令三六九号により、平成二九・四・一から施行〕

一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日

二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二九年一二月政令三〇〇号により、平成三〇・一〇・一から施行〕

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる

規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

（仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項ただし書及び第三百七条の二第一項ただし書

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第一項及び第六十六条の十一の二第二項

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [令和元年五月三十一日法律第一六号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和元年一二月政令一八二号により、令和元・一二・一六から施行〕

附 則〔令和元年六月一四日法律第三七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条〔中略〕の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三・四 〔略〕

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和二年三月三十一日法律第八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 〔略〕

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ 〔略〕

ロ 〔前略〕附則第十四条から第十八条まで、〔中略〕第一百五十九条から第一百六十二条まで〔中略〕の規定

ハ～ナ 〔略〕

六～十二 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第一百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することと

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和二年一月九日法律第七二号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第五条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた認証の申請があった場合における前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

## ○群馬県特定非営利活動促進法施行条例

(平成十年十月十六日条例第三十八号)

改正

平成一五年 三月一七日条例第二五号

平成二〇年一〇月二三日条例第四四号

平成二四年 三月二七日条例第二〇号

平成二四年一〇月二六日条例第六九号

平成二八年一二月二二日条例第八四号

令和 元年一二月二四日条例第二〇号

令和 三年 三月二六日条例第一〇号

令和 五年一二月二一日条例第五四号

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面

3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 前二項に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構（第四条の二において「機構」という。）から当該役員に係る同法第三十条の九の機構保存本人確認情報（第四条の二において「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報（第四条の二において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

(縦覧期間中の補正)

第三条 法第十条第四項に規定する軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

2 法第十条第一項の申請をした者が同条第四項の規定により申請書の不備を補正する場合は、規則で定めるところにより、補正後の申請書又はこれに添付する書類を



添付した補正書を知事に提出しなければならない。

(みなし総会決議に係る社員総会の議事録)

第四条 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更等の届出に係る提出書類の特例)

第四条の二 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における第二条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しない。

(定款変更の認証申請)

第五条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、同条第四項に掲げる書類(所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあつては、法第二十六条第二項に掲げる書類)を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の申請書について準用する。

(定款変更の届出)

第六条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第六項(法第五十二条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。第八条において同じ。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する定款の変更をしたときは、規則で定めるところにより、法第二十五条第六項に掲げる書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第七条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第七項の規定による定款の変更に係る登記をしたときは、規則で定めるところにより、同項に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第八条 法第二十九条(法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第九条 法第三十条の規定による閲覧及び謄写について必要な事項は、知事が別に定める。

(合併の認証申請)

第十条 特定非営利活動法人は、法第三十四条第三項の認証を受けようとするときは、

規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 第二条第二項から第五項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

3 第三条の規定は、第一項の申請書について準用する。

(認定の申請)

第十一条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第十二条 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第五項の規定において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認定特定非営利活動法人の定款変更等に関する書類の提出)

第十三条 第六条から第八条までの規定は、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの(次項及び次条第四項において「非所轄法人」という。)について準用する。

2 非所轄法人が法第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、規則で定めるところにより、法第五十二条第二項に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十四条 認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を添付した提出書を、毎事業年度初めの三月以内に、知事に提出しなければならない。ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、法第五十四条第三項の書類を、事後遅滞なく、知事に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、非所轄法人について準用する。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第十五条 法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について必要な事項は、知事が別に定める。

(特例認定の申請)

第十六条 法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

(特例認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第十七条 第十三条から第十五条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併の認定の申請)

第十八条 法第六十三条第一項又は第二項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第十条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法による手続)

第十九条 法第七十四条に規定する手続を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条から第八条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、規則で定める方法によるものとする。

(電磁的記録による保存)

第二十条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項の条例で定める保存は、次に掲げる書面の備置きとする。

- 一 法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の備置き
  - 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の備置き
  - 三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿及び定款等の備置き
  - 四 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き
  - 五 法第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の備置き
  - 六 法第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類及び同条第三項の書類の備置き
- 2 特定非営利活動法人は、電子文書法第三条第一項の規定により前項に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合にあっては、規則で定める方法により行わなければならない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合にあっては、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成)

第二十一条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、次に掲げる書面の作成とする。

- 一 法第十四条の規定による財産目録の作成
- 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成
- 三 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成

四 法第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第五十四条第二項各号に掲げる書類及び同条第三項の書類の作成

2 特定非営利活動法人は、電子文書法第四条第一項の規定により前項各号に規定する書類の作成に代えて当該書類に係る電磁的記録の作成を行う場合にあつては、規則で定める方法により行わなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第二十二條 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、次に掲げる書類の閲覧とする。

一 法第二十八条第三項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧

二 法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同号イ及びロに掲げる書類の閲覧

三 法第五十二条第四項及び第五項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧

四 法第五十四条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類の閲覧

2 特定非営利活動法人は、電子文書法第五条第一項の規定により前項に規定する書類の閲覧に代えて当該書類に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合にあつては、規則で定める方法により行わなければならない。

（委任）

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十七日条例第二十五号）

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月二十三日条例第四十四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

（群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止）

2 群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例（平成十七年群馬県条例第二十四号）は、廃止する。

（群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の規定により行われた縦覧その他の行為は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例の相当規定により行われた縦覧その他の行為とみなす。

(群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止)

- 4 群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例(平成十七年群馬県条例第六十号)は、廃止する。

(群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の群馬県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の規定により行われた保存その他の行為は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例の相当規定により行われた保存その他の行為とみなす。

附 則(平成二十四年三月二十七日条例第二十号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年十月二十六日条例第六十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十八年十二月二十二日条例第八十四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例第十四条第三項(同条第四項及び同条例第十七条において準用する場合を含む。)、第二十条第一項第六号、第二十一条第一項第四号及び第二十二条第一項第四号の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出等については、なお従前の例による。

附 則(令和元年十二月二十四日条例第二十号)

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日から施行する。

附 則(令和三年三月二十六日条例第十号)

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

附 則(令和五年十二月二十一日条例第五四号)

この条例は、令和六年三月一日から施行する。

○群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則  
(平成十年十月十六日規則第七十八号)

改正

平成一五年 三月三十一日規則第一七号  
平成一七年 三月 四日規則第一七号  
平成二〇年一〇月二三日規則第七〇号  
平成二一年一一月一七日規則第七八号  
平成二四年 三月三〇日規則第一四号  
平成二八年 三月二一日規則第一二号  
令和三年 三月三十一日規則第一〇八号  
令和六年 二月二七日規則第三号

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則をここに公布する。

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年群馬県条例第三十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

**第二条** 条例第二条第一項の申請書は、設立認証申請書（別記様式第一号）とする。

(縦覧期間中の補正)

**第三条** 条例第三条第二項（条例第五条第二項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）の補正書は、補正書（別記様式第二号）とする。

(設立登記完了の届出)

**第四条** 特定非営利活動法人は、法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、設立登記完了届出書（別記様式第三号）に同項の書類を添えて知事に届け出なければならない。

(役員の変更等の届出)

**第五条** 特定非営利活動法人は、法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。以下この条、第七条第二項、第八条及び第九条において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、役員変更等届出書（別記様式第四号）に変更後の役員名簿を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第二十三条第二項（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における条例第二条第四項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款変更の認証申請)

**第六条** 条例第五条第一項の申請書は、定款変更認証申請書（別記様式第五号）とする。

(定款変更の届出)

**第七条** 条例第六条の届出書は、定款変更届出書（別記様式第六号）とする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

**第八条** 特定非営利活動法人は、法第二十五条第七項（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、定款の変更の登記完了提出書（別記様式第七号）に登記事項証明書及び変更後の定款（法第二十五条第三項の規定による認証を受けた場合に限る。）を添えて知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

**第九条** 特定非営利活動法人は、法第二十九条（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、事業報告書等提出書（別記様式第八号）に法第二十八条第三項第一号に規定する事業報告書等を添えて提出しなければならない。

（成功の不能による解散の認定申請）

**第十条** 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、解散認定申請書（別記様式第九号）に同条第三項の書面を添えて知事に提出しなければならない。

（解散等の届出）

**第十一条** 清算人は、法第三十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、解散届出書（別記様式第十号）に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

2 清算人は、法第三十一条の八の規定による届出をしようとするときは、清算人就任届出書（別記様式第十一号）に当該届出に係る清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（残余財産の譲渡の認証申請）

**第十二条** 清算人は、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、残余財産譲渡認証申請書（別記様式第十二号）を知事に提出しなければならない。

（清算終了の届出）

**第十三条** 清算人は、法第三十二条の三の規定による届出をしようとするときは、清算終了届出書（別記様式第十三号）に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（合併の認証申請）

**第十四条** 条例第十条第一項の申請書は、合併認証申請書（別記様式第十四号）とする。

（合併の場合の財産目録等の備置き等）

**第十五条** 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

（合併の登記完了の届出）

**第十六条** 特定非営利活動法人は、法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、合併登記完了届出書（別記様式第十五号）に同項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（身分証明書）

**第十七条** 法第四十一条第三項の職員の身分を示す証明書は、特定非営利活動法人検査員証（別記様式第十六号）とする。

（認定申請）

**第十八条** 条例第十一条の申請書は、認定を受けるための申請書（別記様式第十七号）とする。

（有効期間の更新申請）

**第十九条** 条例第十二条の申請書は、認定の有効期間の更新の申請書（別記様式第十八号）とする。

（定款の変更に関する書類の提出）

**第二十条** 条例第十三条第二項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の提出書は、定款変更の認証を受けた場合の提出書（別記様式第十九号）とする。

（代表者の氏名の変更の届出）

**第二十一条** 認定特定非営利活動法人は、法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、代表者変更届出書（別記様式第二十号）を知事に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

**第二十二条** 認定特定非営利活動法人は、条例第十四条第一項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、役員報酬規程等提出書（別記様式第二十一号）に法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については資産の譲渡等に係る事業の料金や条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を添えて提出しなければならない。ただし、法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、条例第十四条第二項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、助成金の支給を行った場合の実績の提出書（別記様式第二十二号）に法第五十四条第三項の書類を添えて提出しなければならない。

（特例認定の申請）

**第二十三条** 条例第十六条の申請書は、特例認定を受けるための申請書（別記様式第二十四号）とする。

（合併の認定の申請）

**第二十四条** 条例第十八条の申請書は、合併の認定を受けるための申請書（別記様式第二十五号）とする。

（情報通信の技術を利用する方法による手続を行う方法）

**第二十五条** 条例第十九条に規定する規則で定める方法については、群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年群馬県規則第五十一号）第四条から第六条までの規定を準用する。

2 条例第十九条に規定する場合における届出及び提出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第六項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、届出又は提出に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合とする。

（電磁的記録による保存の方法）

**第二十六条** 条例第二十条第二項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

（電磁的記録による作成の方法）

**第二十七条** 条例第二十一条第二項に規定する規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による縦覧等の方法）

**第二十八条** 条例第二十二条第二項に規定する規則で定める方法は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

（委任）

**第二十九条** 条例及びこの規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。



#### 附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

#### 附 則（平成十五年三月三十一日規則第十七号）

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

#### 附 則（平成十七年三月四日規則第十七号）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

#### 附 則（平成二十年十月二十三日規則第七十号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

#### 附 則（平成二十一年十一月十七日規則第七十八号）

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

#### 附 則（平成二十四年三月三十日規則第十四号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

#### 附 則（平成二十九年三月二一日規則第一二号）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規程により提出されている申請書は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当規定により提出されているものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

#### 附 則（令和三年三月三十一日規則第百九号）

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定、別記様式第二号の改正規定（「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。）並びに別記様式第三号から別記様式第十五号まで、別記様式第十七号から別記様式二十二号まで、別記様式第二十四号及び別記様式第二十五号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行（前項ただし書に規定する改正規定にあっては、同項ただし書の規定による施行をいう。次項において同じ。）の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書等は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

#### 附 則（令和六年二月二十七日規則第三号）

- 1 この規則は、令和六年三月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

## 組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

最終改正：令和四年九月一日政令第二百四十九号

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の

氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三まで 削除

(登記の囑託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

（登記簿）

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて

同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除

く。)の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条、第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条から第四百八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継(以下「承継」という。)による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六条 (略)

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

【参考】商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者 住所又は居所  
氏 名  
電 話 番 号

設 立 認 証 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

注1 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。

2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面
- (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (7) 設立趣旨書
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）



年 月 日

群馬県知事 へ

申請者若しくは代表者の住所若しくは居所  
又は特定非営利活動法人の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
申請者又は代表者名  
電話番号

補正書

年 月 日に申請した[ 補正する書類の種類 ]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）  
第10条第4項  
第25条第5項において準用する法第10条第4項  
第34条第5項において準用する法第10条第4項  
の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

- 注1 [ 補正する書類の種類 ]には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する定款」等）を記載すること。
- 2 「1 補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
  - 3 補正書には、補正後の書類を添付すること。

別記様式第3号（規格A4）（第4条関係）

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

設 立 登 記 完 了 届 出 書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

## 役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」とい

う。）  
 第23条  
 第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条  
 第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条

の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

注1 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

2 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。

3 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

4 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。

5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。

(1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

(2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面

6 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

### 定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

#### 記

#### 1 変更の内容

#### 2 変更の理由

注1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付すること。

3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。

(1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

(2) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）

4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、注2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
  - ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
  - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
    - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
    - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
    - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
      - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
      - (ロ) 役員等との取引
  - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
  - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成の実績を記載した書類の写し

年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第6項

第52条第1項の規定に

第62条において準用す

より読み替えて適用する法第25条第6項

る法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項

した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

の規定により、当該定款の変更を議決

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

注1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第7項  
第52条第1項の規定に  
第62条において準用す

より読み替えて適用する法第25条第7項

る法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

の規定により、登記事項証明書及び変

更後の定款（法第25条第3項の規定による認証を受けた場合に限る。）を添えて提出します。

注 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定

非営利活動促進法（以下「法」という。）  
第29条  
第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条  
第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替え  
て適用する法第29条  
の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は、脚注においてその旨を記載する。

2 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。



年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

注 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電話番号

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第①号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

注1 ①の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」、「2」、「4」又は「6」を記入すること。

2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電話番号

清算人 就任届出書

下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 清算人の住所又は居所
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 清算人が就任した年月日

注 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

注 「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、譲渡を受ける者ごとに譲渡する財産を記載すること。

別記様式第13号（規格A4）（第13条関係）

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電話番号

清算完了届出書

解散に係る清算が終了したので、届け出ます。

注 清算完了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

群馬県知事 あて

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の所在地  
合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称  
代表者氏名  
電話番号  
合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の所在地  
合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称  
代表者氏名  
電話番号

合 併 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1  ① 特定非営利活動法人の名称
  - 2 代表者の氏名
  - 3 主たる事務所の所在地
  - 4 その他の事務所の所在地
  - 5 定款に記載された目的
- 注1  ①の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。
- 2 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。
  - 3 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録の謄本
    - (2) 定款
    - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
    - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
    - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面
    - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
    - (7) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
    - (8) 合併趣旨書
    - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
    - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）

別記様式第15号（規格A 4）（第16条関係）

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

### 合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項及び第14条の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

# 特定非営利活動法人の管理・運営の手引

---

令和6年3月発行

群馬県 県民活動支援・広聴課